

静岡県スポーツ少年団顕彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、静岡県スポーツ少年団規程第4条7項に基づく、スポーツ少年団の顕彰について必要な事項を定める。

(顕彰の種類と基準)

第2条 顕彰は静岡県スポーツ少年団本部長名をもって行い、表彰状および感謝状とし、次の基準に該当するものについて行う。

(1) 表彰状

(ア) 永年にわたりスポーツ少年団の発展に貢献し、特に顕著な功績のあるスポーツ少年団

(イ) 永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のあった指導者

(2) 感謝状

永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のあった指導者

(候補者の推薦)

第3条 候補者の推薦は、別に定める様式により市町体育(スポーツ)協会会長および市町スポーツ少年団本部長が所定の期日までに静岡県スポーツ少年団本部長宛に提出する。

(表彰者の決定)

第4条 表彰者の決定は、静岡県スポーツ少年団顕彰審査委員会にて行う。

なお、静岡県スポーツ少年団本部委員会及び公益財団法人静岡県体育協会総務委員会に報告するものとする。

第5条 本要綱の改正は、静岡県スポーツ少年団本部委員会の承認を得て変更することができる。

附則 1 (1) 本要綱は平成2年9月21日から施行する。

附則 2 (1) 本要綱施行基準は、静岡県スポーツ少年団顕彰要綱施行基準による。

静岡県スポーツ少年団顕彰要綱施行基準

この基準は、静岡県スポーツ少年団顕彰要綱施行にあたっての必要な事項について定める。

- 1 第2条(1)および(2)項における永年とは、20年以上登録した団及び指導者をいう。
- 2 第2条(1)項(ア)のスポーツ少年団は、複数の有資格者を有すること。
- 3 第2条(1)項(イ)の対象者は、原則として市町スポーツ少年団の推薦を受けた者で、かつ静岡県スポーツ少年団からは、顕彰を受けたことがない認定員・育成員であること。
- 4 第2条(2)項の対象者は、原則として市町スポーツ少年団または静岡県スポーツ少年団から顕彰を受けた者であること。

5 顕彰の数

各市町スポーツ少年団における前年度登録の実績から次のように定める

(1) 第2条(1)項(ア)の市町スポーツ少年団

登録単位団数	20まで	1団体
〃	21～50まで	3団体以内
〃	51～100まで	5団体以内
〃	101～150まで	10団体以内
〃	151団以上	13団体

(2) 第2条(1)項(イ)の登録指導者

50名まで	1名
51～100名まで	2名以内
101～150名まで	3名以内
151～200名まで	4名以内
(以下同様に50名ごとに1名追加)	

- 6 市町スポーツ少年団は毎年9月1日まで、所定の様式をもって、静岡県スポーツ少年団本部長宛推薦を完了する。
- 7 静岡県スポーツ少年団顕彰審査委員会は、上記推薦書を審査し、静岡県スポーツ少年団本部長が顕彰を行う。
- 8 文部科学大臣表彰については、静岡県スポーツ少年団顕彰を受けた団とする。